

# 第6回防災強化検討プロジェクトチーム会議

日時：平成24年1月6日（金）

14:00～15:00

場所：県立図書館 2階 サークル活動室

## 1 開 会

## 2 議 題

### （1）検討シートの協議・検討

- ①ダム、ため池について
- ②検討シートの見直しについて

### （2）国・県における検討状況

- ①防災基本計画の修正について
- ②県地震・津波対策専門委員会の報告について
- ③南海トラフの巨大地震モデル検討会の中間とりまとめについて

## 3 閉 会

## 第6回防災強化検討プロジェクトチーム会議出席者名簿

(行政順)

所 属	職 名	氏 名	備 考
総合政策局政策推進課	総括参事	佐藤 将男	代理出席
総務部財産活用課	課 長	加百 晴一	
県民生活部航空企画推進課	参 事	神田 雅則	代理出席
〃 国際課	主 任	今城 則昭	代理出席
保健福祉部保健福祉課	総括副参事	猪木 雅夫	代理出席
〃 障害福祉課	課 長	古南 篤子	
〃 長寿社会課	課 長	上原 育	
農林水産部耕地課	課 長	柏原 直樹	
〃 水産課	総括参事	永幡 節夫	代理出席
土木部道路整備課	課 長	土居 和行	
〃 河川課	課 長	併和 克彦	オブザーバー
〃 防災砂防課	総括副参事	山本 賢介	代理出席
〃 港湾課	課 長	大塚 哲也	
〃 建築指導課	課 長	有吉 泰弘	
教育庁財務課	参 事	山田 寛人	代理出席
〃 保健体育課	総括参事	谷本 智恵子	代理出席
警察本部警備課	課 長	森下 邦彦	
〃 交通企画課	次 長	三村 仁志	代理出席
(知事直轄) 危機管理課	課 長	小倉 誠二	幹事課

# 岡山県が取り組むべき防災対策一覧（アクションプログラム）（素案）

(施策目標) (施策の柱)

(施策項目)

地震・津波から県民の命を守る対策

防災意識の醸成

地震の調査研究・施策の推進  
防災知識の普及啓発、防災教育の推進  
ハザードマップ（津波・液状化）の周知

地域ぐるみで災害に備える体制整備

災害用物資の備蓄  
防災訓練の実施  
市町村防災行政無線整備（確実な情報伝達）  
災害時協力協定の拡充  
消防団の充実・活性化

自主防災組織の育成等

防災リーダーの育成等  
自主的な防災活動の促進

津波からの避難

避難誘導計画等の策定の促進  
実動的避難訓練の実施  
避難所・避難路・津波避難ビルの整備等

災害時要援護者対策

災害時要援護者支援プランの策定の促進  
福祉避難所の設置促進

防災拠点施設の整備等

防災拠点施設（代替施設）の整備  
県庁舎・学校・市町村庁舎等の耐震化

地震に強い施設づくり

海岸保全施設の整備  
道路施設の耐震化等  
ライフラインの確保  
空港施設の強化  
港湾施設の強化  
特定建築物耐震化  
個人住宅の耐震化

応急体制の整備

広域応援体制の充実  
災害医療体制の整備  
救急救助・消火活動の強化

生活の安定確保

被災者の住宅確保  
食糧、飲料水、生活必需品等の確保  
廃棄物処理体制の整備  
復旧・復興体制の整備

(注) 各項目等は、今後の検討により変更の可能性有り。

## 検討シート一覧表

平成23年10月4日現在 作成状況

施策の柱	施策項目	細項目	番号
防災意識の醸成	地震の調査研究・施策の推進 (危機管理課)		1
	防災知識の普及啓発	(全般) (危機管理課)	2
		多言語防災ガイドブック の作成・配付 (国際課)	3
	防災教育の推進 (保健体育課)		4
	ハザードマップ (津波・液状化) の 周知 (危機管理課)	津波ハザードマップ 液状化危険度分布図・震度 階級分布図	5 6
地域ぐるみで 災害に備える 体制整備	災害用物資の備蓄 (危機管理課)		7
	防災訓練の実施 (実動的避難訓練) (危機管理課)		8
	市町村防災行政無線整備 (確実な情 報伝達) (危機管理課)		9
	災害時協力協定の拡充 (危機管理課)		10
	消防団の充実・活性化 (消防保安課)		11
自主防災組織 の育成等	防災リーダーの育成等 (危機管理課)		12
	自主的な防災活動の促進 (危機管理課)		13
津波からの避 難	避難誘導計画等の策定の促進 (危機管理課)		14
	実動的避難訓練の実施 (危機管理課)		(8)
	避難所・避難路・津波避難ビルの整備等 (危機管理課)	避難所再点検による避難所 の指定の促進	15

施策の柱	施策項目	細項目	番号
津波からの避難	避難所・避難路・津波避難ビルの整備等 (危機管理課)	避難所への避難誘導標識等の設置の促進 ----- 津波避難ビルの指定促進 ----- 避難所運営マニュアルの策定の促進	1 6 1 7 1 8
災害時要援護者対策	災害時要援護者支援プランの策定の促進 (危機管理課)	(全般) ----- 災害救援専門ボランティア(外国語通訳・翻訳) (国際課) ----- 「災害時における難病患者等の行動・支援マニュアル」等の活用 (医薬安全課) ----- 視聴覚に障害のある人への災害時の情報伝達・コミュニケーション支援 (障害福祉課)	1 9 2 0 2 1 2 2
	福祉避難所の設置促進 (保健福祉課)		2 3
防災拠点施設の整備等	防災拠点施設(代替施設)の整備 (危機管理課)		2 4
	県庁舎・学校・市町村庁舎等の耐震化	県有施設の耐震化 (財産活用課) ----- 県庁舎の耐震化等 (財産活用課)	2 5 2 6
		県立学校の耐震化 (財務課)	2 7
	県庁舎・学校・市町村庁舎等の耐震化 (危機管理課)	市町村庁舎等の耐震化	2 8

施策の柱	施 策 項 目	細 項 目	番号
地震に強い施設づくり	海岸保全施設の整備 (耕地課・水産課・防災砂防課・港湾課)		2 9
	道路施設の耐震化等 (道路建設課・道路整備課)		3 0
地震に強い施設づくり	ライフラインの確保	電力の確保 (中国電力(株))	3 1
		災害に強い電気通信設備づくり (西日本電信電話(株))	3 2
		都市ガスにおける保安及び供給の確保 (岡山ガス(株))	3 3
		水道施設の耐震化 (生活衛生課)	3 4
	空港施設の強化 (航空企画推進課)	空港の耐震対策	3 5
	港湾施設の強化 (港湾課)		3 6
	特定建築物耐震化 (建築指導課)		3 7
	個人住宅の耐震化 (建築指導課)		3 8
応急体制の整備	広域応援体制の充実	相互応援協定 (危機管理課)	3 9
		消防応援活動調整本部機能の強化 (消防保安課)	4 0
	災害医療体制の整備 (医療推進課)		4 1
	救急救助・消火活動の強化 (消防保安課)		4 2

施策の柱	施 策 項 目	細 項 目	番号
生活の安定確保	被災者の住宅確保 (住宅課)	応急仮設住宅の建設 (住宅課)	4 3
	食糧、飲料水、生活必需品等の確保 (保健福祉課) (産業企画課)		4 4 4 5
		災害応援食糧の確保及び 供給業務 (農産課)	4 6
	廃棄物処理体制の整備 (循環型社会推進課)		4 7
	復旧・復興体制の整備 (危機管理課)		4 8

## 地震・津波対策に係る検討シート

平成24年1月6日現在

担当部課	部名 土木部	課名 河川課																		
施策項目	ダム(土木部所管)の耐震性の検証	重点 <input checked="" type="checkbox"/> その他																		
細項目																				
現状	<p>&lt;実施主体&gt; 岡山県</p> <p>&lt;取組内容&gt;</p> <p>国土交通省所管のダムは、河川管理施設等構造令(昭和51年制定、最終平成12年改正)及び同施行規則に基づき、耐震設計を行うこととされており、県内の土木部所管ダムも、構造令の基準に基づいた設計となっている。</p> <p>構造令施行前のダムについては、当時の設計基準と現行基準との比較検討を行い、現行基準においても堤体の安全性を確認済みである。</p> <p>なお、国土交通省の調査によれば、平成7年の兵庫県南部地震やこのたびの東日本大震災においても、被災地において、ダムの安全性に直ちに影響を及ぼすような被害は確認されておらず、現行基準による安全性は高いものと考えている。</p> <p>&lt;国等の状況&gt;</p> <p>国土交通省では、レベル2地震動に対する耐震性能を調べる指針として「大規模地震に対するダム耐震性能照査指針(案)(平成17年3月)」を策定し、現在、いくつかの直轄ダムにおいて照査を実施し、指針(案)の内容検証を始めたところであるが、その照査結果や東日本大震災のデータを参考に、改訂の動きもあるように聞いている。</p> <p>(参考)中国地方整備局管内 指針(案)による照査実施箇所 国:2ダム、他県:岡山県を含み実施箇所なし</p>																			
課題	大規模地震に対するダム耐震性能照査指針(案)の導入																			
検討結果 又は 対応案	<p>&lt;対応案&gt;</p> <p>国が現在検証している指針(案)の状況を踏まえた上で、必要に応じて、岡山県においても対応を検討することとする。</p> <p>① 繼続 ② 拡充 <input checked="" type="radio"/> ③ 新規検討 ④ その他(具体的に )</p> <p>&lt;スケジュール&gt;</p> <p>当面、国の動向を注視する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>23年度</th><th>24年度</th><th>25年度</th><th>26年度</th><th>27年度</th><th>28年度</th></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: right;">→</p>		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度												
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度															

## &lt;今後の取組の方向と目標値&gt;

取組の方向	国が現在検証している指針(案)の状況を踏まえた上で、必要に応じて、岡山県においても対応を検討することとする。
	<> 現在: 目標:

## 地震・津波対策に係る検討シート

平成24年1月6日現在

担当部課	部名	農林水産部	課名	耕地課																					
施策項目	ダム(農林水産部所管)の耐震性		重点	(その他)																					
細項目																									
現状	<p>〈実施主体〉 岡山県</p> <p>〈取組内容〉 農林水産省所管のダムは、同省制定の土地改良事業計画設計基準(コンクリートダム:昭和27年制定、最終平成15年改正、フィルダム:昭和31年制定、最終平成15年改正)に基づき、耐震設計を行うこととされており、県内の農林水産部所管ダムも、設計基準に基づいた設計となっているが、一部フィルダムは、設計基準制定前に築造されている。</p> <p>〈国の取組〉 農林水産省では、東日本大震災を踏まえ、レベル2地震動に対する耐震設計・照査等を推進することとしており、具体的な検討を始めていると聞いている。</p>																								
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準制定前に築造されたフィルダムについての安全性の検証</li> <li>・レベル2地震動に対応する耐震性能照査についての検討</li> </ul>																								
検討結果 又は 対応案	<p>〈対応案〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準制定前に築造されたフィルダムについて、耐震診断を実施し、安全性の検証を行うことを検討する。</li> <li>・今後、国から示される耐震設計・照査等の考え方を踏まえ、必要に応じて、岡山県においても対応を検討する。</li> </ul> <p>① 繼続 ② 拡充 ③ 新規検討 ④ その他(具体的に (該当するものに○))</p> <p>〈スケジュール〉 当面、国の動向を注視しながら、設計基準制定前に築造されたフィルダムについて、耐震診断の実施について検討する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th></th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度							→							
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																			
						→																			

## 〈今後の取組の方向と目標値〉

取組の方向	・設計基準制定前に築造されたフィルダムについて、耐震診断を実施し、安全性の検証を行うことを検討する。 ・今後の国の動向を注視し、レベル2地震動に対する新たな耐震設計や照査手法等が示されれば、それに基づき適切に対応していく。
	〈整備目標設定〉

## 地震・津波対策に係る検討シート

平成24年1月6日現在

担当部課	部名 農林水産部	課名 耕地課																						
施策項目	農業用ため池の整備				重点	(その他)																		
細項目																								
現状	<p>&lt;実施主体&gt; 県、市町村</p> <p>&lt;現状&gt; 県下には約1万箇所のため池が点在しており、江戸時代以前に築造されたものが多く、老朽化が進んでいる。</p> <p>&lt;取組内容&gt;</p> <p>①ハード対策 県では、ため池の整備を県の重点事業の一つに位置づけ、予算を重点配分し、従来から積極的に取り組んでいる。 また、整備にあたっては、ため池を管理している市町村等と十分な協議を行い緊急性の高いものから、国の設計基準に基づいた整備を計画的に進めている。</p> <p>②ソフト対策 ・毎年、梅雨前に、ため池を管理している市町村等と連携して、すべてのため池の点検を実施し、特に老朽化が進んでいると認められたため池については、県が6月と11月の年2回、直接点検を行っている。 ・日常の点検や降雨時の見回りなど管理・監視体制の強化を図るよう管理者に対し助言を行っている。</p>																							
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ため池整備の一層の促進</li> <li>・管理・監視体制の一層の強化</li> </ul>																							
検討結果 又は 対応案	<p>&lt;対応案&gt;</p> <p>①ハード対策 ・引き続き、県の重点事業として、国の設計基準に基づいた整備を推進する。 ・市町村等のため池管理者と十分協議を行いながら、老朽度や下流地域への影響度など、緊急性に応じて計画的に整備を進める。</p> <p>②ソフト対策 市町村等のため池管理者に対し、引き続き管理・監視体制の強化を図るよう助言するとともに、ハザードマップの作成を促していく。</p> <p>① 繼続 ② 拡充 ③ 新規検討 ④ その他(具体的に (該当するものに○))</p> <p>&lt;スケジュール&gt;</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>23年度</td><td>24年度</td><td>25年度</td><td>26年度</td><td>27年度</td><td>28年度</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>→</td></tr> </table>						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度												→
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																			
					→																			

## &lt;今後の取組の方向と目標値&gt;

取組の方向	今後とも、ため池の整備に予算を重点配分し、緊急性の高いものから国の設計基準に基づいた整備を推進する。また、市町村等のため池管理者に対しては、引き続き管理・監視体制の強化を図るよう助言するとともに、ハザードマップの作成を促すなど、ハード・ソフトの両面から、ため池の安全確保に取り組んでいく。
	<整備目標設定>

## 防災基本計画修正のポイント（案）

### 修正の方針

- 中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」最終報告（9/28 公表）を踏まえ、提言内容の具体化を行う。
- 今後も、大震災を踏まえた各種見直しの反映を含め、継続的に修正を行う。

### 主な内容

1. 「津波災害対策編」の新設 → (別紙) 参照
2. 東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化
  - ①あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波想定の実施
  - ②二つのレベルの想定とそれぞれの対策
    - ・最大クラスの津波に対する住民避難を軸とした総合的な対策
    - ・比較的頻度の高い津波に対する海岸保全施設等の整備
  - ③津波に強いまちづくり
    - ・浸水危険性の低い地域を居住地域とする土地利用、避難場所・避難ビル等の計画的整備 等  
(津波到達時間が短い地域ではおおむね5分程度で避難が可能となるまちづくりを目指す)
  - ④国民への防災知識の普及
    - ・強い揺れを感じた場合等迷うことなく迅速かつ自主的に避難することなどの知識の普及
    - ・防災教育の実施、津波に関する教育プログラムの開発
    - ・津波ハザードマップの整備及び住民への周知 等
  - ⑤地震・津波に関する研究及び観測体制の充実
  - ⑥津波警報等の伝達及び避難体制確保
    - ・受け手の立場に立った津波警報等の発表
    - ・携帯電話等多様な手段による確実な伝達
    - ・具体的かつ実践的な避難計画の策定、避難支援の行動ルール化 等
  - ⑦地震の揺れによる被害の軽減策
    - ・浅部地盤データの収集・データベース化等の液状化対策、天井等の落下物対策 等
3. 最近の災害等を踏まえた防災対策の見直しの反映
 

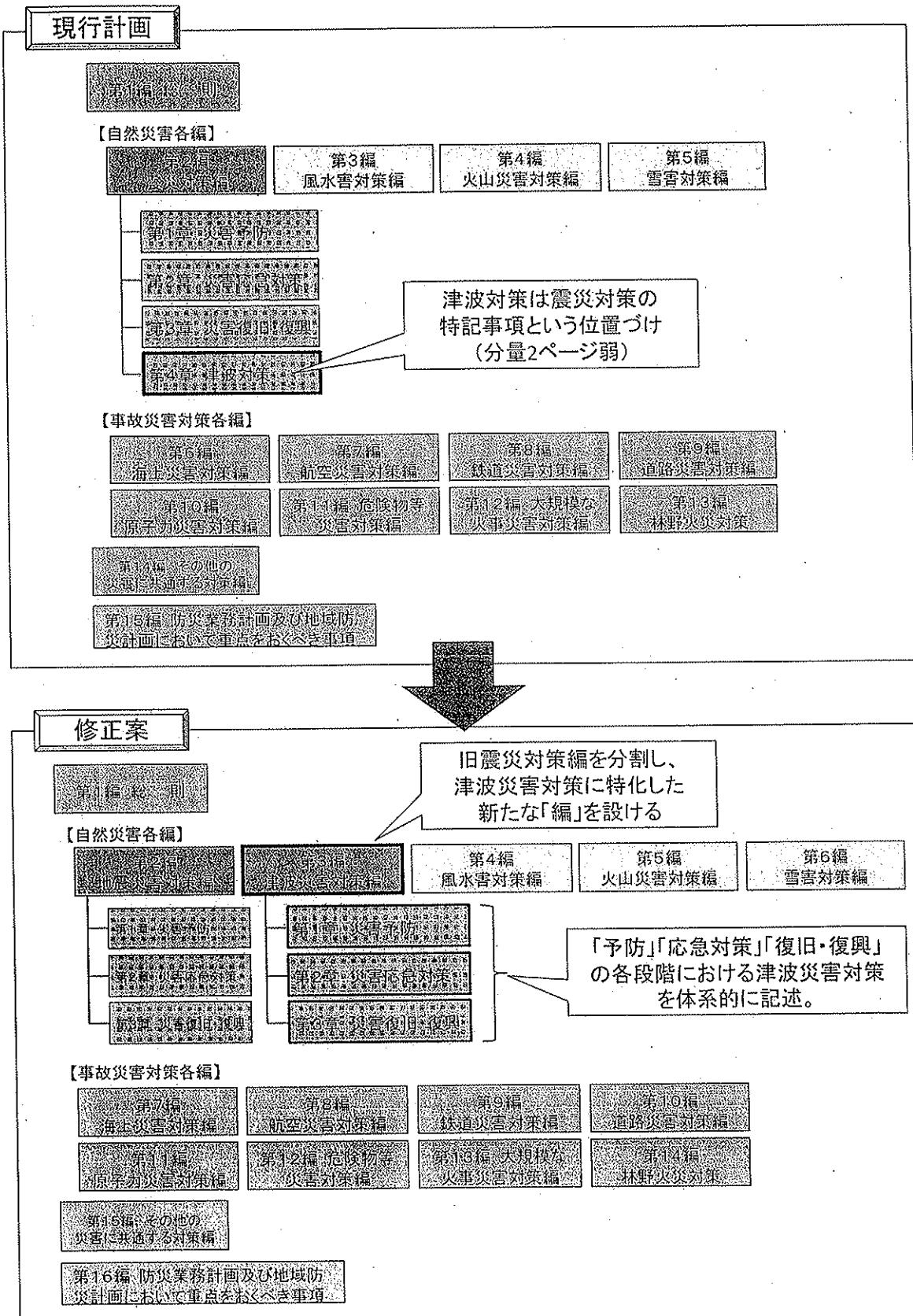
(例)

  - ・避難所等における生活環境改善や女性ニーズへの配慮
  - ・洪水等の警報、避難勧告等に係る伝達文の工夫
  - ・避難勧告等に資する土砂災害緊急情報の市町村への提供
  - ・実践的な避難計画の策定等、噴火時等の火山災害対策 等

### 検討経緯

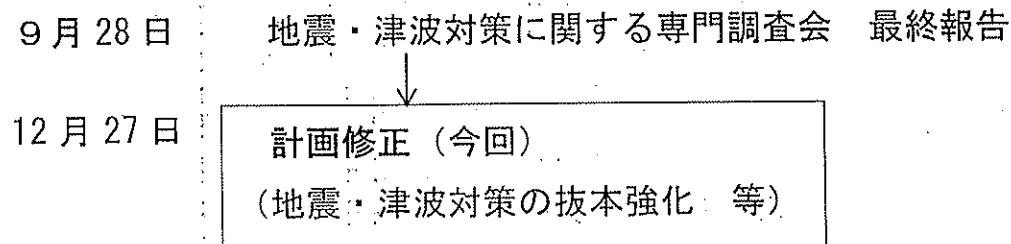
9月28日 東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告  
 11月28日 防災対策推進検討会議（第2回）における審議

## 防災基本計画における「津波災害対策編」の新設について

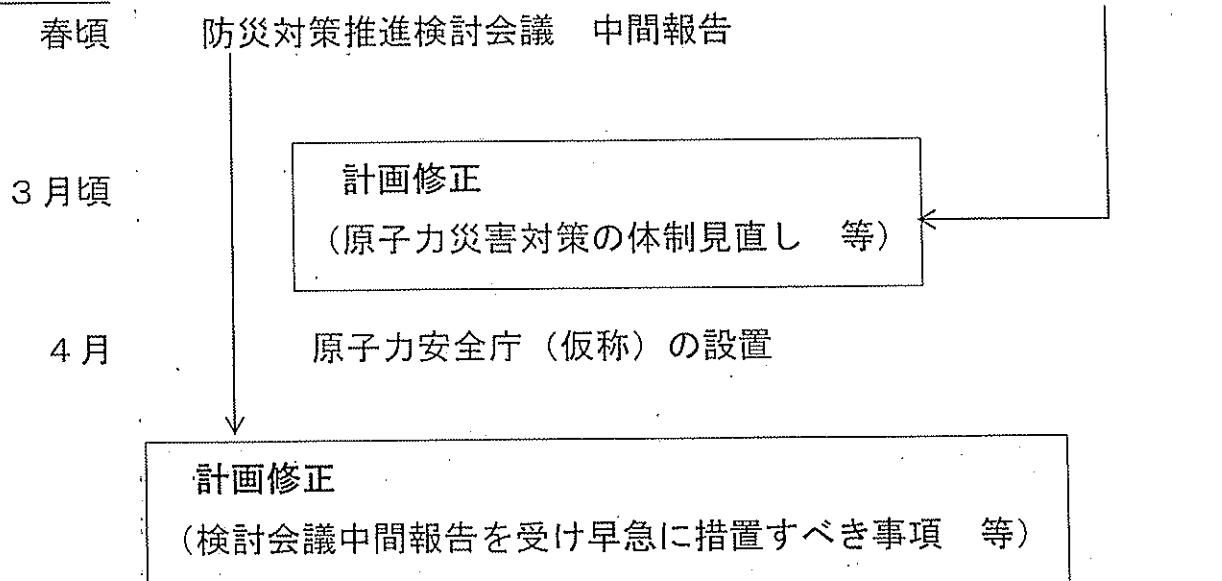


防災基本計画見直しの今後の予定について

平成 23 年



平成 24 年



**防災基本計画 第3編（新設）「津波災害対策編」**  
**要旨（案）**

第1章 災害予防.....	2
第1節 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方 .....	2
第2節 津波に強い国づくり、まちづくり .....	2
第3節 国民の防災活動の促進 .....	3
第4節 津波災害及び津波防災に関する研究及び観測等の推進 .....	3
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え .....	4
第2章 災害応急対策 .....	6
第1節 災害発生直前の対策 .....	6
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 .....	6
第3節 救助・救急、医療及び消火活動 .....	7
第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 .....	7
第5節 避難収容及び情報提供活動 .....	8
第6節 物資の調達、供給活動 .....	9
第7節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動 .....	9
第8節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動 .....	9
第9節 応急復旧及び二次災害の防止活動 .....	9
第10節 自発的支援の受入れ .....	9
第3章 災害復旧・復興 .....	10
第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定 .....	10
第2節 迅速な原状復旧の進め方 .....	10
第3節 計画的復興の進め方 .....	10
第4節 被災者等の生活再建等の支援 .....	10
第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援 .....	10

## 第1章 災害予防

### 第1節 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方

- あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定して津波対策を推進
- 古文書、津波堆積物調査等によりできるだけ過去に遡って津波発生を調査
- 地震対策大綱、地震防災戦略の策定等にあたっての津波被害の考慮

### 第2節 津波に強い国づくり、まちづくり

#### 1 総合的な津波災害対策のための基本的な考え方

- 二つのレベルの津波の想定とその対策
  - ・最大クラスの津波に対しては、住民等の避難を軸とした総合的な対策の構築
  - ・比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、海岸保全施設等の整備

#### 2 津波に強い国づくり

- 海溝型巨大地震に対する国土全体のグランドデザインの観点からの検討
- 海岸保全施設等の整備の基本的考え方

- ・設計対象の津波高を超えた場合でも粘り強く効果を發揮できる技術の開発
- ・海岸保全施設等や内陸での浸水を防止する機能を持つ道路盛土等の活用

#### 3 津波に強いまちづくり

##### ○津波に強いまちの形成

- ・徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくり（津波到達時間が短い地域では、おむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指す）
- ・浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・避難ビル、避難路・避難階段などの計画的整備等により、津波に強いまちを形成
- ・地方公共団体において、都市計画等との連携を図るための、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画等
- ・行政関連施設、災害時要援護者施設等の浸水危険性の低い場所への整備、やむを得ず浸水地域に立地する場合の建物耐浪化や非常用発電機の設置場所の工夫等による防災拠点化

##### ○避難関連施設の整備

- ・浸水の危険性が低く、避難後も孤立しない場所への避難場所の整備
- ・津波による危険が予想される地域における津波避難ビル等の確保
- ・避難路・避難階段の整備、安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫

##### ○建築物の安全化

- ライフライン施設等の機能の確保
- 危険物施設等の安全確保
- 災害応急対策等への備え

### 第3節 国民の防災活動の促進

#### 1 防災思想の普及、徹底

- 自らの身の安全は自ら守るのが防災の基本との自主防災思想の普及、徹底

#### 2 防災知識の普及、訓練

- 防災知識の普及

- ・津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえた津波警報等や避難指示等の意味・内容の説明などの啓発活動
- ・津波に関する知識の普及啓発（強い揺れや長い揺れを感じた場合には迷うことなく迅速かつ自主的に避難すること、徒步避難原則、津波の危険は数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性、津波地震や遠地地震の発生可能性、3日分の食料等の備蓄など家庭での予防・安全策等）
- ・津波に関する防災教育の実施、総合的な教育プログラムの開発、リスクコミュニケーション
- ・津波ハザードマップの整備及び住民等への周知、土地取引等における活用
- ・浸水域、避難場所等の位置をまちの至るところに示すなどの取組

#### ○防災訓練の実施、指導

- ・最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練の実施
- 防災知識の普及、訓練における災害時要援護者等への配慮

#### 3 国民の防災活動の環境整備

- 消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化

- ・防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境整備 等

#### ○防災ボランティア活動の環境整備

- 企業防災の促進（企業による事業継続計画の策定・運用努力 等）

#### 4 災害教訓の伝承

- 過去の大災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための資料収集・整理、一般への閲覧 等

### 第4節 津波災害及び津波防災に関する研究及び観測等の推進

#### ○津波及び津波防災に関する研究の推進

- ・津波の発生機構の解明、津波の規模等に関する予測精度の向上、津波被害の予測手法の開発・改善等の調査研究の推進 等

- 予測、観測の充実・強化等
  - ・G P S 波浪計等海域での観測の充実 等
- 統合的研究の推進（社会学、地質学、考古学、歴史学等も含めた研究）
- 防災対策研究の国際的な情報発信

## 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

### 1 災害発生直前対策関係

- 津波警報等の発表・伝達のための体制確保
  - ・気象庁による、受け手の住民等が適切な行動を取ることができるような津波警報等の発表
  - ・市町村による、津波警報等の内容に応じた避難指示等の発令基準の策定
  - ・防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、テレビ、ラジオ（ヨーミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化・多様化
  - ・津波地震や遠地地震に関する津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制の整備
- 住民等の避難誘導体制
  - ・シミュレーション、訓練等を通じた具体的かつ実践的な津波避難計画の策定
  - ・徒步避難原則の周知、やむを得ず自動車で避難せざるを得ない場合の市町村による方策の検討
  - ・消防職員、水防団員、警察官、市町村職員等の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルール化
  - ・災害時要援護者に関する情報の把握・共有及び上記行動ルールを踏まえた災害時要援護者の避難誘導体制の整備

### 2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

- 情報の収集・連絡体制の整備
  - ・情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化
- 情報の分析整理
- 通信手段の確保
  - ・情報通信施設の停電対策、危険分散、通信路の多ルート化、携帯電話等移動通信系の活用体制整備、ヘリテレシステム等画像伝送無線システムの構築
- 職員の体制
  - ・防災担当職員の確保、収集基準の明確化、応急活動のためのマニュアルの作成と訓練の実施
- 防災関係機関相互の連携体制

- ・地方公共団体による、遠隔地の地方公共団体を含めた相互応援協定の締結、  
広域緊急援助隊、消防相互応援体制、緊急消防援助隊、医療活動相互応援体制、災害派遣医療チーム（D M A T）、緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）

○都道府県等と自衛隊との連携体制（共同訓練の実施、要請手順の設定 等）

○公的機関等の業務継続性の確保

○防災中枢機能等の確保、充実

- ・国、公共機関、地方公共団体及び災害拠点病院等による自家発電設備等の整備、十分な燃料の備蓄

### 3 救助・救急、医療及び消火活動関係

○救助・救急活動関係（地方公共団体による救急救助用資機材の整備 等）

○医療活動関係（医療情報システムの整備、災害拠点病院の選定 等）

○消火活動関係（消防水利の多様化 等）

### 4 緊急輸送活動関係

○輸送施設・輸送拠点の把握と緊急輸送ネットワークの形成、地方公共団体による臨時ヘリポート候補地の指定 等

### 5 避難収容及び情報提供活動関係

○避難場所

- ・地方公共団体による、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所への必要な数・規模の避難場所の指定、住民への周知徹底

- ・地方公共団体による、貯水槽、仮設トイレ、非常用電源、衛星携帯電話等の避難場所に必要な施設・設備の整備、避難場所又はその近傍における地域完結型の備蓄施設の確保と食料、水等の物資の備蓄

○応急仮設住宅等

- ・応急仮設住宅の建設に要する資機材の調達・供給体制の整備、建設可能な用地の把握、利用可能な公営住宅等の把握 等

○帰宅困難者対策

- ・首都圏等の大都市圏における大量の帰宅困難者の発生に備え、基本原則や安否確認手段についての広報、企業における物資備蓄の促進等

○被災者等への的確な情報伝達活動

- ・災害時要援護者、帰宅困難者等に対する確実な情報伝達体制の整備
- ・居住地以外の市町村に避難した被災者への情報等の提供体制の整備

### 6 物資の調達、供給活動関係

○必要物資の備蓄・調達・輸送体制の整備、国による調達可能量の調査

○発災直後から一定期間は要請を待たず物資を調達・輸送する仕組みの構築

7 応急復旧及び二次災害の防止活動関係

○ライフライン施設の復旧に関する事業者間の広域応援体制の整備 等

○二次災害の防止を図るための資機材の備蓄、計画策定 等

8 海外等からの支援の受入れ活動関係

○受入れ可能性のある分野についての対応方針の策定 等

9 防災関係機関の防災訓練の実施

○国における防災訓練の実施

・地方公共団体等との連携の下での大規模災害を想定した防災訓練の実施 等

○地方における防災訓練の実施

・自衛隊、地域住民等とも連携した訓練の実施 等

○実践的な訓練の実施と事後評価

10 災害復旧・復興への備え

○災害廃棄物の発生への対応（建築物の耐浪化、広域処理体制の確立 等）

○各種データの整備保全（戸籍等のバックアップ体制の整備 等）

○復興対策の研究（災害復興対策に関する研究 等）

○地震保険制度の充実

## 第2章 災害応急対策

### 第1節 災害発生直前の対策

1 津波警報等の伝達

○気象庁による津波警報等の発表及び地方公共団体による速やかかつ的確な避難指示等

○防災行政行政無線、J-ALE RT、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用による警報等の伝達

2 住民等の避難誘導

○予想津波到達時間も考慮した水門・陸閘の閉鎖や災害時要援護者の避難支援

### 第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

1 災害情報の収集・連絡

○津波に関する情報の連絡

○被害規模の早期把握のための活動

○被害の第1次情報及び一般被害情報等の収集・連絡

○応急対策活動情報の連絡

2 通信手段の確保

- 3 地方公共団体の活動体制
- 4 広域的な応援体制
  - 国、地方公共団体等の連携による迅速な体制構築
  - 国、都道府県等の職員の派遣の要請及びあっせん
  - 国・地方公共団体間の職員派遣、広域応援協定等に基づく応援
- 5 国における活動体制
  - 内閣官房、指定行政機関、公共機関の活動体制
  - 災害対策関係省庁連絡会議の開催、緊急参集チームの参集等
  - 非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の設置と活動体制等
  - 非常災害対策本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置等
  - 自衛隊の災害派遣

### 第3節 救助・救急、医療及び消火活動

- 1 救助・救急活動
  - 住民及び自主防災組織の役割
  - 被災地方公共団体による救助・救急活動
  - 被災地以外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動
  - 資機材等の調達等
- 2 医療活動
  - 被災地域内の医療機関による医療活動
  - 被災地域外からの災害派遣医療チーム（DMA T）等の派遣
  - 被災地域外での医療活動
- 3 消火活動
  - 地方公共団体等による消火活動
  - 被災地域外の地方公共団体による応援
- 4 慘事ストレス対策
  - 救助・救急等にあたる職員等の惨事ストレス対策の実施

### 第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

- 1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針
- 2 交通の確保
  - 非常災害対策本部等による調整等
  - 道路交通規制等
  - 道路啓開、航路啓開等
  - 港湾、漁港、空港、鉄道等の応急復旧等、海上交通の整理等

- 3 緊急輸送
- 4 緊急輸送のための燃料の確保
  - 緊急輸送関係機関及び資源エネルギー庁による燃料の調達・供給体制の整備 等

## 第5節 避難収容及び情報提供活動

### 1 避難場所

- 避難場所の開設
  - ・地方公共団体による避難場所の開設及び周知, 民間賃貸住宅等の借り上げ
  - ・ライフライン停止, 道路途絶による孤立が続く場合は設置・維持の適否検討
- 避難場所の運営管理
  - ・避難場所の適切な管理運営, 避難場所以外への避難者の情報把握
  - ・避難場所の生活環境の確保（食事供与, トイレ設置, 避難の長期化等必要に応じた, プライバシー, 入浴, 洗濯, 医師や看護師等による巡回, 暑さ・寒さ対策, ごみ処理等）
  - ・避難場所における女性の参画, 女性専用物干し場の設置, 女性用品の女性による配布など女性ニーズへの配慮

### 2 応急仮設住宅等

- 被災都道府県の応急仮設住宅の提供
- 応急仮設住宅に必要な資機材の調達
- 応急仮設住宅の運営管理
  - ・入居者によるコミュニティ形成及び運営, 女性等の生活者の意見反映 等

### 3 広域的避難収容

- ・災害の規模, 被災者の避難・収容状況, 避難の長期化等にかんがみ, 被災地方公共団体の区域外への広域的な避難収容が必要な場合, 非常災害対策本部等を通じて関係省庁への支援を要請

### 4 災害時要援護者への配慮

- ・避難誘導, 避難場所での生活環境, 応急仮設住宅の収容に当たっての高齢者, 障害者, 乳幼児, 妊産婦等災害時要援護者への配慮

### 5 帰宅困難者対策

- ・「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等による一斉帰宅の抑制, 滞在場所の確保

### 6 被災者等への的確な情報伝達活動

- 被災者への情報伝達活動
  - ・被災者生活支援に関する情報等の正確かつきめ細かな情報の提供, 情報入手手段の限られる避難場所の被災者に対する適切な情報提供 等

- 国民への的確な情報の伝達（被害、安否情報、交通施設の復旧状況 等）
- 住民等からの問い合わせに対する対応

#### 第6節 物資の調達、供給活動

- 夏季、冬季等時宜を得た物資の調達への留意、孤立状態の解消
- 非常災害対策本部等による調整等
- 地方公共団体による物資の調達、供給
- 物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、資源エネルギー庁）による活動

#### 第7節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動

##### 1 保健衛生

- 避難場所における被災者の健康状態の把握、救護所等の設置や心のケア対策、特に高齢者、障害者、子ども等災害時要援護者の健康状態への配慮

##### 2 防疫活動

- 津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等への対策

##### 3 遺体の処理等

#### 第8節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

##### 1 社会秩序の維持

- 被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り、サイバー攻撃等への対策

##### 2 物価の安定、物資の安定供給

#### 第9節 応急復旧及び二次災害の防止活動

##### 1 施設、設備等の応急復旧

- 施設、設備の応急復旧活動（T E C - F O R C E の派遣 等）

- ライフライン施設に関する非常災害対策本部等の関与

- ・ライフライン事業者への応急対策活動の依頼 等

- 住宅の応急復旧活動

##### 2 二次災害の防止活動

- ・水害、高潮、爆発等による二次災害対策

#### 第10節 自発的支援の受入れ

##### 1 ボランティアの受入れ

##### 2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

- 義援物資の受入れ

- 義援金の受入れ（地方公共団体による配分委員会の組織、迅速な配分）

- 3 海外等からの支援の受入れ（非常災害対策本部等による被災地方公共団体及び関係省庁の状況等を勘案した支援の受入れ検討 等）

### 第3章 災害復旧・復興

#### 第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定

#### 第2節 迅速な原状復旧の進め方

- 1 被災施設の復旧等
- 2 災害廃棄物の処理
  - ・広域処分など、大量に発生する災害廃棄物の迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法の検討 等

#### 第3節 計画的復興の進め方

- 1 復興計画の作成
  - ・地方公共団体における復興計画作成・遂行のための体制整備、必要に応じて国による復興組織体制の整備及び被災地方公共団体の支援 等
- 2 防災まちづくり
  - ・地方公共団体による、津波による被害を受けた被災地における高台移転も含めた総合的な市街地の再整備、土地利用・建築制限 等
  - ・防災まちづくりにあたっての、浸水の危険性の低い地域を居住地とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所等の計画的整備など、基本的な目標の設定
  - ・復興計画の作成に際しての、地域のコミュニティの維持・回復や再構築への配慮

#### 第4節 被災者等の生活再建等の支援

- ・被災者等の生活再建に向けた、住まいの確保、生活資金等の支給に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたるきめ細かな支援の実施
- ・市町村による速やかな被害認定、り災証明の交付
- ・災害弔慰金等の支給、災害援護資金等の貸付、被災者生活再建支援金の支給
- ・居住地以外の市町村への避難者に対する必要な情報等の提供

#### 第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

- ・被災中小企業の支援、農地の塩害対策、漁場及び水産業の一体的復旧

(以上)

## 岡山県地震・津波対策専門委員会 報告要旨

### 1 岡山県の防災対策の在り方について

#### (1) 県・市町村における取組の方向

- ・県の被害想定や現在の防災対策の課題などに関する認識を県の各部局が共有し、また、災害時に何をすべきかということを県職員全員が事前に認識しておくことが必要であり、災害に対し全庁的に取り組む体制を日頃から構築しておく必要がある。
- ・防災対策を推進・強化するため、県職員全員がそれぞれの役割を十分認識した上で防災対策の目標を明確にし、その目標達成のための施策を体系化するアクションプログラムを作成して、県の防災力を経年的に上げていく仕組みを構築する必要がある。
- ・市町村の災害対応力を強化するため、似通った災害が懸念される市町村がグループとなり、県の助言によることなく市町村が独自に目標を設定し努力するようなスキームを用意することも有効である。

#### (2) 防災意識の醸成

- ・県民が防災に関する有るべき姿を持たなければ防災意識は醸成されない。他県との比較ではなく、県民にどのような防災意識を持ってもらうのがいいのか十分に議論し明確にした上で、岡山県としての防災目標を設定し、それを実現させていくことが求められている。
- ・将来を担う子ども達に防災意識を醸成するため、教科学習の中に防災教育をさらに取り入れることや、子ども達に対し防災に関するメッセージを届けることが必要であり、また、子ども達にインセンティブを与えるような取組も重要である。
- ・企業の取組も重要であり、企業における社内研修・防災教育等による従業員の防災意識の高まりは、家庭における防災意識の醸成に繋がることから、県が取り組むべき防災対策の施策の一部として検討する必要がある。

#### (3) 自主防災組織等の育成等

- ・自主防災組織の組織率の向上のためには、自主防災組織が無い場合には地域の防災活動に大きな支障が生じるという認識を県民に浸透させることが必要である。
- ・自主防災組織の設置促進に当たっては、現在何らかの活動を行っている人達が防災の機能を新たに担うような仕組みを取り入れるような取組が必要である。
- ・地域住民が避難訓練に参加することが、津波による人的災害を防ぐことに繋がることから、自主防災組織による避難訓練が重要であり、県の支援も必要である。

#### (4) 津波からの避難

- ・岡山は震源からの距離があり、津波からの避難には時間的な余裕があるという特徴がある。この機会に自分がどこに避難するか等、県民が避難に関する基本的なことをまず認識することが重要である。また、避難に関しては津波災害や土砂災害、洪水災害などに共通の避難に関する啓発を行う必要がある。
- ・災害時に第一線で防災対応や避難誘導を行う消防団員や消防職員、警察官、さらには民生委員・児童委員などの人達が犠牲にならないような活動の在り方について、国の検討状況を踏まえながら、県や市町村においても検討を行う必要がある。

- ・津波による被害を防ぐため、原則として、どのような状況にあっても一目散に高台等の安全な場所に避難する、いわゆる「津波てんでんこ」の意識を県民に徹底することが必要である。
- ・県の防災情報メール配信サービス以外に、携帯電話を使ったエリアメールや産業界との連携による新たな情報伝達手段について検討するとともに、新たな情報伝達手段の大規模な市における試験的な導入についても検討を行う必要がある。

#### (5) 災害時要援護者対策

- ・災害時要援護者支援制度を要援護者に浸透させるため、丁寧かつ粘り強い周知活動が必要である。
- ・災害時要援護者は、通常の避難所では基本的な生活面のプライバシーが侵されるなどの問題があることから、避難に対する積極的な意識を持つことが非常に難しいため、災害時要援護者が安心して避難できる福祉避難所の設置が非常に重要である。
- ・避難支援も大切だが、被災した災害時要援護者の生活再建支援を行うため、大規模災害発生後の生活再建支援プランの作成が必要である。

#### (6) 地震に強い施設づくり

- ・建築物の耐震化は、引き続き計画的に取り組む必要がある。特に災害時の拠点施設となる建築物については早期に耐震化を図る必要がある。
- ・岡山県南部の干拓地で、過去に液状化が起こった地域では、巨大地震が発生した場合には液状化が起こることから、社会基盤施設に対する液状化対策も必要であり、今後、国の検討結果を踏まえ液状化対策に取り組む必要がある。
- ・新たな被害想定を行う場合には、液状化危険度分布図を作成し、地震による液状化の危険度を県民にしっかりと周知する必要がある。
- ・海岸保全施設等のハードウェア整備には非常に長期間を要するため、その目的や意味等について地域住民とのコミュニケーションをとり続ける必要がある。
- ・高潮防潮堤は、第1波の津波が越流した場合でも簡単に倒壊しないように補強する必要があることを念頭に「岡山沿岸海岸保全基本計画」の改訂に向けた検討が必要である。補強の方法は簡単ではないが、粘りのない海岸構造物が整備され、しかも背後に人口密集地が拡がっている地区では、重点的に補強を行う施策展開が必要である。

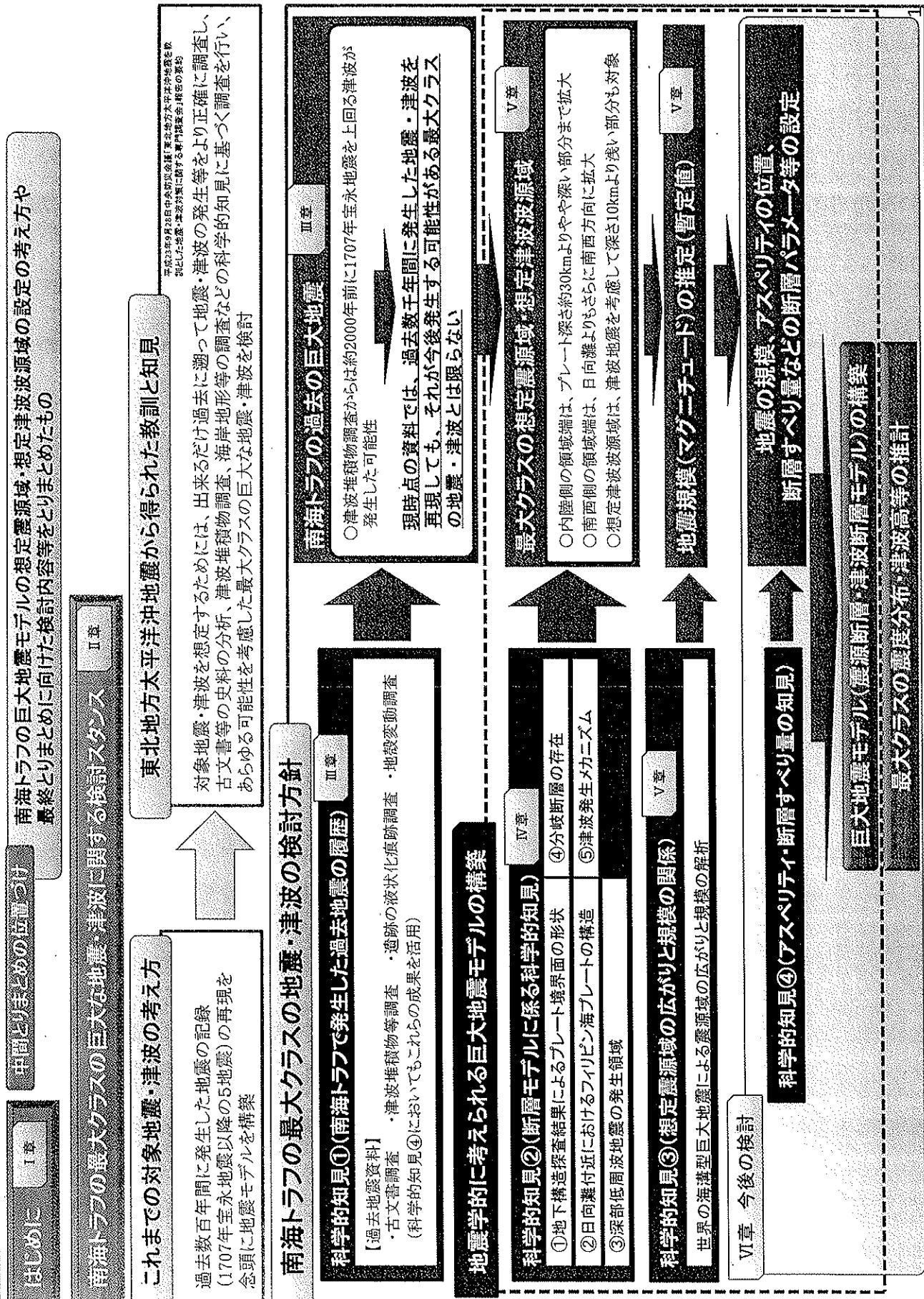
#### (7) 災害に強い仕組みづくり

- ・東海・東南海・南海地震により想定される被害の特徴から、県南と県北の連携を考えた防災対策について検討を進めるとともに、大規模災害時における県と市町村の連携について議論する必要がある。
- ・東日本大震災では、広域的な停電や物流の停滞により物資の不足等の問題が生じたことから、停電対策や物流計画の策定について検討する必要がある。
- ・市町村においては、平常時から防災対策に活用できる住民情報の基盤整備や被災後に想定される被災者支援業務フローの整理が必要である。

## 2 今後の防災対策の進め方について（まとめ）

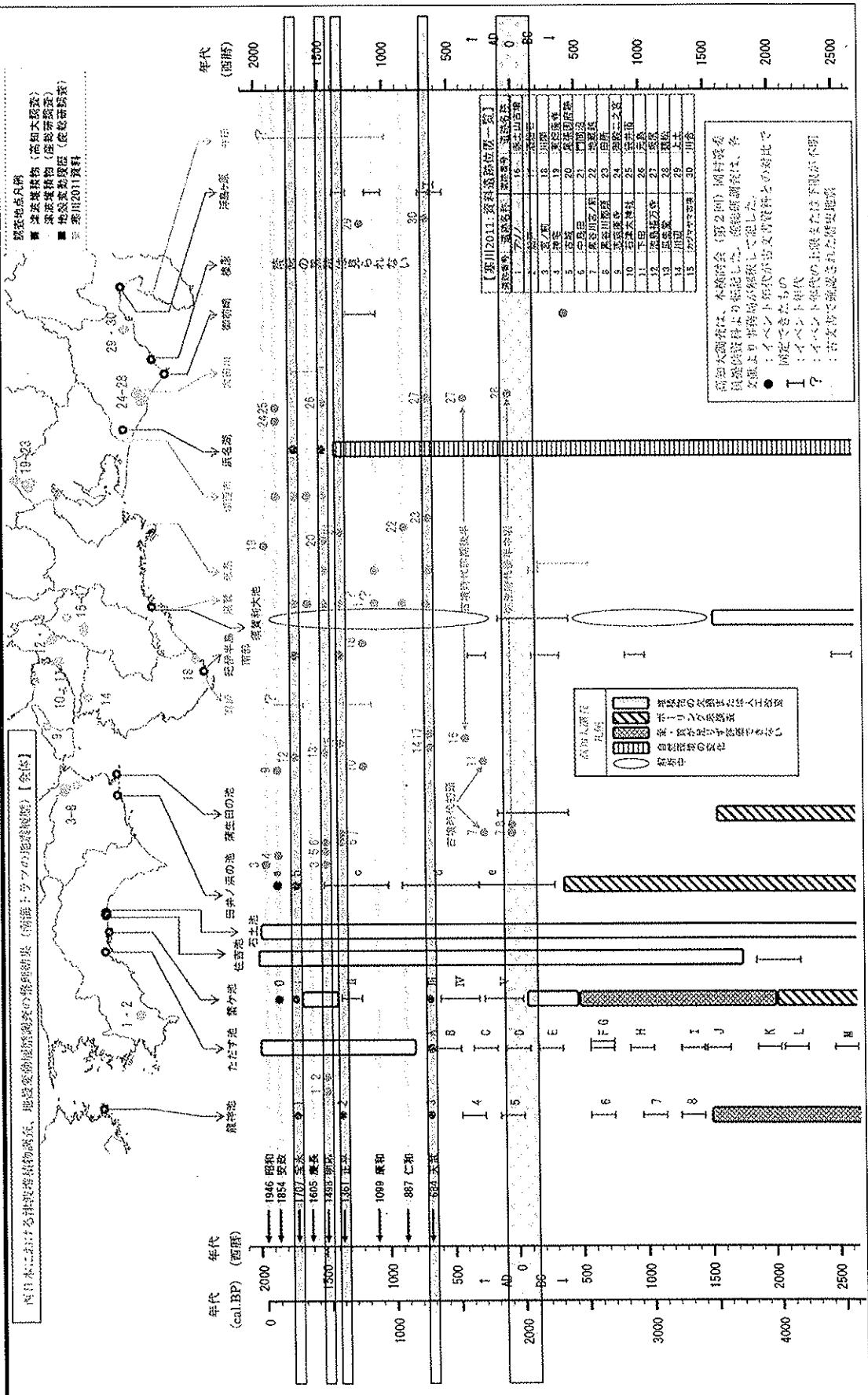
- 県の防災対策における目標を達成するためには、県職員全員が防災対策に対する共通認識を持った上で防災対策に関するアクションプログラムを策定し、県の災害対応力を経年的に向上させる仕組みを構築しなければならない。
- 地震・津波対策に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた取組が重要であり、それぞれの対策を実施する部局が連携しながら減災への取組を進めていく必要がある。
- 市町村においては、社会的条件や地理的な条件が異なることから、地域ごとに住民とのコミュニケーションを重視しながら避難対策、災害時要援護者対策などのソフト対策を実施する必要がある。
- 岡山県では南海トラフで地震が発生した後、津波が到達するまで2時間程度の時間があり、迅速かつ的確な避難対策を行えば、津波による人的被害を防ぐことが可能である。一方で、液状化により避難が困難になることが予想される地域もあるため、津波による災害が想定される市町では、地域の実情に応じて具体的な対策を検討する必要がある。
- ハード対策では、防災拠点となる県庁舎や学校施設の耐震化を進めるとともに、海岸保全施設等の整備を着実に推進しなければならない。
- 自動車による避難など、国において今後さらに検討を行うものがあることから、今後とも国の検討状況を注視する必要がある。

南海トラフの巨大地震モデル検討会 中間とりまとめ ポイント

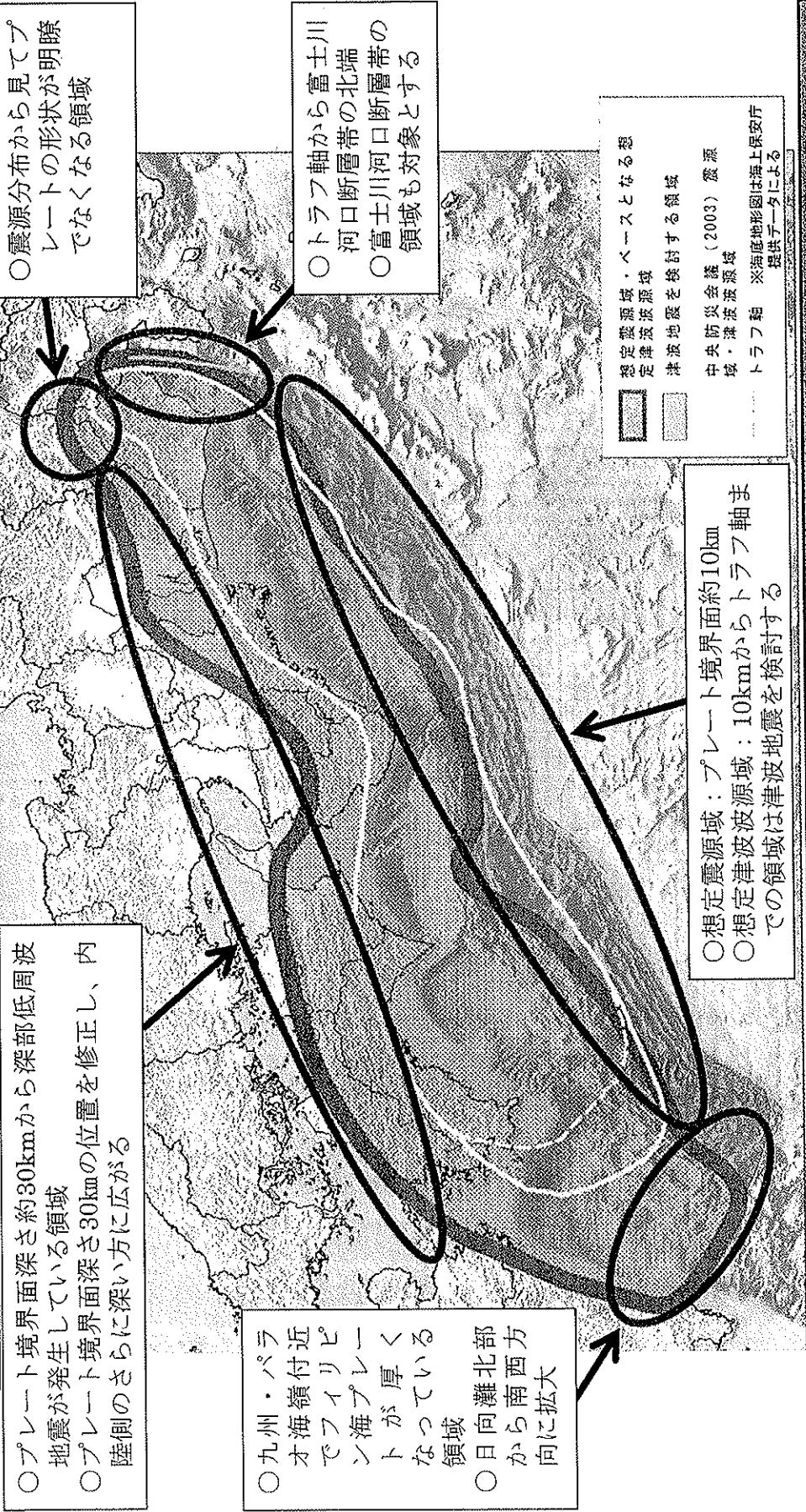


## 各種調査による南海トラフでの過去地震の発生履歴

- 684年天武地震以降みると、大きな津波を発生させた地震は、684年天武地震、1361年正平(康安)地震、1498年明応地震、1707年宝永地震である。  
○津波堆積物調査からわかかる約2000年前に発生した津波は、1707年宝永地震による津波よりも大きかつた可能性がある。



## 新たな想定震源域・想定津波波源域



### 新たな想定震源域に対応する地震の規模(暫定値)の推定

	単純トラフ	複雑なトラフ	2005年	2010年
面積	約11万km <sup>2</sup> (暫定値)	約10万km <sup>2</sup> (約500km × 約200km)	約18万km <sup>2</sup> (約1200km × 約150km)	約6万km <sup>2</sup> (約400km × 約140km)
地震モーメント M <sub>0</sub> (N·m)	4.5 × 10 <sup>22</sup> (暫定値)	4.22 × 10 <sup>22</sup> (気象庁)	6.5 × 10 <sup>22</sup> (Ammon et al., 2005)	1.48 × 10 <sup>22</sup> (Pulido et al., in press)
モーメントマグニチュード M <sub>w</sub>	9.0 (暫定値)	9.0 (気象庁)	9.1 (Ammon et al., 2005) [9.0 (理科学年表)]	8.7 (Pulido et al., in press) [8.8 (理科学年表)]

# 南海トラフの巨大地震モデル検討会中間とりまとめ～これまでの地震モデルとの違い～

事項	中間とりまとめ	中央防災会議(2003)モデル
想定の対象	○科学的知見に基づく、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震、津波を想定	○過去数百年間に発生した地震・津波を想定 概念頭に置いて地震・津波を想定
過去地震の取扱	○南海トラフで発生した過去地震をできるだけ過去に遡って資料を収集・整理 現時点の資料では、過去數千年間に発生した地震・津波を再現しても、それが今後発生する可能性がある最大クラスの地震・津波とは限らない) ・古文書調査・地殻変動調査の充実(1707年宝永地震より前の地震に開する記録を含む) ・津波堆積物調査・遺跡の液状化痕跡調査の活用(古文書には記録がない地震の考慮)	○過去の資料が整理されている、1707年宝永地震以降の5例の地震に関する古文書調査・地殻変動調査の資料を収集・整理
想定震源域・想定津波波源域の設定	【領域設定の主な根拠】 最近の断層モデルに係る地震学的知見から設定 ・地下構造探査、深部低周波地震観測等による詳細なプレート形状 ・東北地方太平洋沖地震の津波発生メカニズム	【領域設定の主な根拠】 2003年当時のプレート形状の知見をもとに設定
地震モデル構築方法	○想定震源域・想定津波波源域 (内陸側の領域端) プレート深さ約30kmよりやや深い部分まで拡大 (東側の領域端) トラフ軸から富士川河口断層帯の北端まで拡大 (南北側の領域端) 且向西よりもさらに南北方向に拡大 (トラフ軸側の領域端) 想定震源域はプレート深さ10km 想定津波波源域は津波地震を考慮して深さ10kmより浅い部分も対象	【想定震源域・想定津波波源域】 (内陸側の領域端) プレート深さ約30km (東側の領域端) トラフ軸側に同じ ※富士川河口断層帯は考慮しない (南西側の領域端) 想定震源域は日向灘 想定津波波源域は日向灘 (トラフ軸側の領域端) プレート深さ約10km ※津波地震は考慮しない
震度分布推計	○想定震源域・想定津波波源域において、アスペリティ・すべり量に係る科学的知見(例:世界の海溝型巨大地震、プレートの沈み込み量、南海トラフの過去地震、津波地震等)を踏まえ、地震の規模、アスペリティの位置、断層すべり量などの断層パラメータ等を設定し、震源断層・津波断層モデルを構築	○想定震源域・想定津波波源域において、1707年宝永地震以降の5例の過去地震の重ね合わせを再現できる断層パラメータ等を設定し、震源断層・津波断層モデルを構築
津波高等推計	○250mメッシュ単位で震度分布を推計 ○最小10mメッシュで津波高・浸水域を推計	○1kmメッシュ単位で震度分布を推計 ○最小50mメッシュで津波高・浸水域を推計

## 南海トラフの巨大地震(東海・東南海・南海地震)に係る検討スケジュールについて

平成23年11月28日  
中央防災会議 防災対策推進検討会議(第2回)資料改

